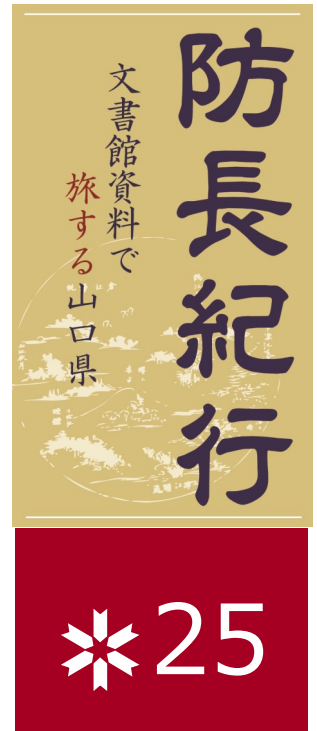


【史料1】往来手形 延享4年(1747) (金津家文書400)



萩藩領の往来手形（1）

《萩藩のルール》

江戸時代、17世紀後期～18世紀前期になると、百姓・町人ら庶民もさかんに寺社参詣や物見遊山の旅に出るようになりました。その際、身元を証明する往来手形の携帯が必要でした。

萩藩では、17世紀中期、2代藩主毛利綱広の時代に定められ、「萩藩の憲法」とも称される「万治制法」の中に、他国行の「手形」に関する規定がみえています。万治3年(1660)9月14日付け毛利綱広条々(『山口県史』近世史料編2・三-281)、および同4年2月9日付け萩藩加判衆連署覚(前同298)がそれに該当します。これらの中に、町人・百姓が他国へ出る際には藩が発給した「手形」が必要と定めた条文があります。

特に後者の条文では、他国へ行く場合、その理由、行先、期間を示し、町方は町年寄、在方は庄屋らが奥書した書類を藩に提出し、問題が無ければ「都合人」(代官・町奉行の意)から「手形」を出し出

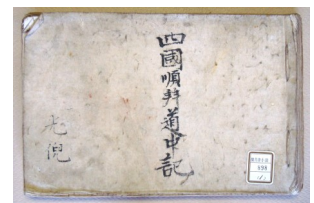
国させると定めています。萩藩の場合、他国行きの「手形」は代官・町奉行の発給が原則でした。

ただし、国境近くの百姓や商人が諸用や商売で国境を越える場合、その度に藩の許可を得ると手間がかかるので、庄屋らが承知し、本人の請状を取り、後日庄屋から藩に報告する形でもよいとされていました(寛文元年8月「奉候候事」「二十八冊御書付」6(『山口県史料 近世編法制上』))。

《藩が発給した往来手形》

シート冒頭にあげた史料1は、延享4年(1747)に山口代官鷲頭小右衛門が吉敷郡矢田村(現山口市)の百姓金津治兵衛に発給した往来手形です。治兵衛が伊勢参宮の旅に出ること、宗旨に問題ない(キリシタンではない)者なので、関所通行を許可してほしい旨が記されています。この往来手形は、当館所蔵するものの中で最も古いものです。

史料2は、明治元年(1868)、山口代



当館所蔵の
江戸時代の旅日記

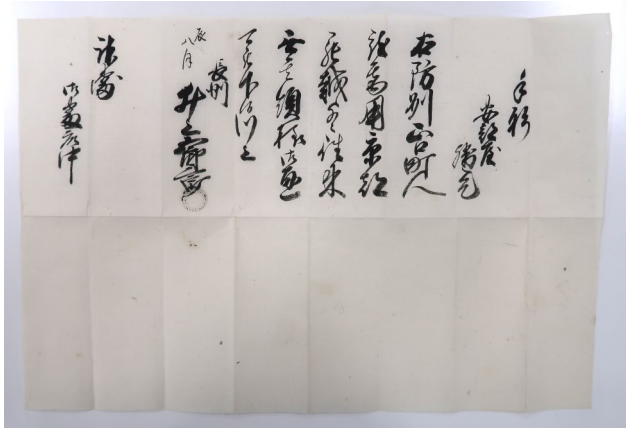
当館が所蔵する諸家文書の中には、文化2年(1805)の山口町人安部家の奥州旅日記、文政5年(1822)の柳井津町小田家の四国旅日記など、江戸時代、防長各地の百姓・町人が記した旅日記が多数残されています。当館主催の古文書講座のテキストとしたものもあり、その成果物(釈文)9件をウェブサイトに掲載しています(上掲写真は柳井市金屋小田家文書898)。

官が山口町人安部屋勝之允へ発給したものです。商用で京都に行くに際して発給された往来手形です。史料1の往来手形が縦紙形式であるのに対し、史料2は折紙形式です。代官発給の往来手形でも形式はさまざまなものがあつたようです。

商用などで短期間、領内を移動する場合には、史料3、4のような、簡単な証明書が藩から発給される場合もありました。この2通は山口町奉行所が発給したものです。史料上では「往来手形」と区別して、「提札」と表記されています。

手形
防州吉敷郡矢田村百姓
金津治兵衛立願有之伊勢
参宮仕候、宗門旁相改無紛者
御座候条、海陸諸御関所
無其煩御通可被下候、已上
延享四卯ノ 松平大膳大夫内
正月廿一日 鷲頭小右衛門 ㊦
諸所
御衆中

【史料1】(釈文)



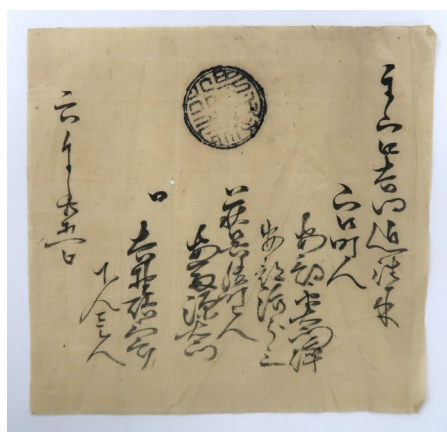
手形
安部屋
勝之允
右防州山口町人
就商用京都
罷越候条、往来
無其煩様御通
可被下候、以上
辰八月 長州 井上五郎三郎 ㊦
諸處
御番衆中

【史料2】安部家文書537



山口町人
安部次郎藏
下男 壱人
山口
町奉行處 ㊦
卯正月十四日

【史料3】(安部家文書538)



自山口吉田迄往来
山口町人
安部平右衛門倅
安部治郎三
萩呉服町々人
安富源右衛門
同
吉野啓三郎
下人 壱人
六月廿五日

【史料4】(同左)